

所 福 総 第 4 5 1 号
平 成 1 9 年 1 2 月 2 8 日



代表監査委員 阿 部 武 志 様

所沢市長 当 摩 好 子

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成19年12月3日付け所監第66号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	保健福祉部 福祉総務課
<p>〔監査結果の内容〕</p> <p>(1) 寄附の申し込みについては、寄附受け入れ決定の決裁がなされておらず、受け入れ報告の文書だけとなっているものが見受けられたので、規程に沿って適正に処理されたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>寄附受け入れ決定の決裁のないものについては、所沢市事務決裁規程どおり是正いたしました。今後は、適正に処理してまいります。</p>	

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	保健福祉部 高齢者支援課（うしぬま荘）
<p>〔監査結果の内容〕</p> <p>（２）個人所有のパソコンについては、最高情報統括責任者からの通知に示されているとおり、使用しないよう周知徹底されたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>個人所有のパソコンについては、使用しないよう各施設担当者宛文書にて通知し、その後も施設巡回時等において指導を継続しています。</p>	